

令和6年第12回北上市教育委員会定例会

1 日 時 令和6年10月22日(火) 午前10時

2 場 所 市役所本庁舎 5階第1会議室

3 議事日程 別紙

4 会議に出席した委員

船田 浩
佐藤 和美
高橋 隆紀
照井 睦子
小原 紀実

5 説明のため出席した職員

(1) 教育部

教育部長	澤藤 樹史
総務課長	石川 貴洋
学校教育課長	中村 隆一
文化財課長	佐藤 康浩
学校給食センター所長	伊藤 泰樹
中央図書館館長	菅野 勝文
博物館館長	渋谷 洋祐
鬼の館館長	後藤 幸生

(2) まちづくり部

まちづくり部長	鈴木 善一
生涯学習文化課長	児玉 康宏
スポーツ推進課長	小田嶋 和広

(3) 健康こども部

健康こども部長	高橋 晋
子育て支援課長	久保田 達夫

6 議事の概要

教育長の事務報告後、議事が行なわれ、付議された次の議案1件及び協議1件が原案のとおり可決及び承認された。

議案第25号 北上市立博物館協議会委員の委嘱について

協議第11号 北上市いじめ対策専門委員の委嘱について

以下、会議の概要は次のとおり。

(開会 午前10時)

教育長

それでは、ただいまから令和6年第12回北上市教育委員会定例会を開催いたします。

ただいまの出席者は5人であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

日程第1 会期の決定を行います。

今定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

教育長

次に、日程第2 報告「1 教育長事務報告」に入ります。

資料は、定例会日程の次にあります、教育長事務報告をご覧ください。

(別紙教育長事務報告により説明)

ただいまの報告について、ご質問がございましたらば、お願いします。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、日程第3 議事に入ります。

議案第25号「北上市立博物館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。博物館長。

博物館長

ただいま上程になりました議案第25号北上市立博物館協議会委

員の委嘱について、提案理由を申し上げます。

北上市立博物館協議会委員の内、北上市PTA連合会推薦者である渋川誠親さんより、PTAの役職を退任したため、協議会委員を辞したいと申し出がありました。

欠員となった協議会委員について、新たに同会より現副会長の杉澤巧さんを推薦いただいたため、令和6年11月1日付で、後任の委員として委嘱しようとするものであります。

新たな委員につきましては、今まで北上市PTA連合会で副会長などを歴任し、様々な場面で活躍されており、人格、識見とも優れた方であり、適任と確信しております。

なお、任期は令和6年11月1日から令和7年7月31日までの9箇月であります。

よろしくご審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第25号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

博物館長

今回、委嘱しようとしている委員の選任区分につきましては、家庭教育関係者に該当します。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、議案第25号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

教育長

次に、協議第11号「北上市いじめ対策専門委員の委嘱について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長

ただいま上程になりました協議案件第11号北上市いじめ対策専門委員会委員の委嘱について、協議の理由を申し上げます。

いじめの防止等の対策を推進するため、北上市いじめ問題対策連絡協議会等条例第9条に基づき北上市いじめ対策専門委員会を設置しておりますが、この度対策専門委員1名の解嘱に伴って、法律の専門家である沼德行氏を後任の委員として、委嘱しようとするものであります。

沼德行氏については、岩手弁護士会子どもの権利委員会事務局長としてご活躍されている方であり、岩手弁護士会子どもの権利委員会からのご推薦をいただいた方でございます。経験、識見ともに適任と確信するものであります。

任期は、令和6年10月22日から、前任者の残任期間である令和6年12月31日までとするものであります。

以上、よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第11号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

学校教育課長

同委員の選任区分は、法律、医療、心理、福祉、その他市長が必要と認める者の5領域となっており、この領域の5名により組織することとなっております。今回、法律領域の委員が欠員となったことから、前任者の残任期間である令和6年12月31日まで委嘱しようとするものであります

教育長

改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、協議第11号は、原案のとおり承認することに御異議

ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第11号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教育長

これをもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。

(閉会 午前10時20分)

議録作成者 教育長 船 田 浩

令和6年10月22日